

令和7年4月以降の建築基準法の検査時の書類等について

令和7年4月1日以降に着工する木造2階建ての一戸建て住宅は、
改正後の建築基準法第6条第1項第2号となり、
検査時の特例規定の適用がなくなりますのでご注意ください。

■ 改正後の建築基準法第6条第1項第3号に該当し、法第7条の5の検査の特例規定を適用する建築物の中間検査又は完了検査

検査申請書に、次の工事写真を添付してください。

ただし、中間検査時に添付済みの場合、完了検査時の添付は不要です。

検査申請時に添付できない場合は現場で受理しますので、準備してください。

- ・ 小屋組の工事写真
- ・ 構造耐力上主要な部分の工事写真
- ・ 基礎の配筋の工事写真

**平屋建て延べ200㎡以下は
従来どおりです！
令和7年3月までに着工した
旧4号建築物も、従来どおりです！**

■ 改正後の建築基準法第6条第1項第1号、第2号に該当する建築物の中間検査又は完了検査

原則として、検査時に現場にて次の書類を準備してください。

なお、使用材料が少量などの理由で準備できないときは、検査申請書第4面の記載等により確認します。

① 木造の建築物、鉄筋コンクリート造の建築物

- ・ 地盤改良工事又は杭工事を実施した場合は、当該工事の施工報告書
- ・ コンクリートの調合表
- ・ コンクリート圧縮試験報告書
- ・ 鉄筋の品質証明書
- ・ 鉄筋を圧接した場合は、引張り試験等の報告書
- ・ 工事写真

**令和7年4月以降に着工した木造2階建ては、
特例規定の適用がありません！**

② 鉄骨造の建築物

① の書類に加え

- ・ 鋼材の品質証明書
- ・ 鋼材の溶接部分の検査結果報告書